

**市第154号議案 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に
関する条例等の一部を改正する条例の一部改正**

1 提案理由

令和4年1月21日に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第12号）」が公布されました。

そのため、省令に合わせ関係条例の一部改正について提案します。

2 改正の概要

福祉型障害児入所施設に入所中の18歳以上の方は、原則として障害者支援施設（18歳以上の障害者の入所施設）の利用や地域に移行することとされていますが、移行が困難な場合、特例として福祉型障害児入所施設への継続的な入所を認めています。

この特例措置について、現在、附則の第2項において令和4年3月31日までとされているところを令和6年3月31日まで延長します。

3 施行予定日

令和4年4月1日（基準省令の施行日と同日）

新旧対照表

(横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例)

現 行	改 正 案
<p>横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例 平成30年3月27日横浜市条例第36号</p> <p>(第1条から第3条まで省略)</p> <p>附 則</p> <p>(第1項省略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例第6条及び第10条の規定の適用を受けている指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害者支援施設をいう。）については、横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例第5条及び第9条の規定にかかわらず、<u>令和4年3月31日</u>までの間は、なお従前の例による。</p>	<p>横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例 令和4年3月横浜市条例第36号</p> <p>(第1条から第3条まで省略)</p> <p>附 則</p> <p>(第1項省略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例第6条及び第10条の規定の適用を受けている指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害者支援施設をいう。）については、横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例第5条及び第9条の規定にかかわらず、<u>令和6年3月31日</u>までの間は、なお従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、<u>令和4年4月1日</u>から施行する。</p>